

東京都の会計制度改革の 基本的考え方と今後の方向

平成15年5月
東京都

はじめに

日本の官庁会計制度は、明治 22（1889）年に当時のプロイセンからカメラル式簿記（単式簿記・現金主義会計）が導入され、以来、根本的改革もなく、現在に至っている。

しかし、海外の先進国に目を向けると、財政危機等を背景に、行財政の効率化や世代間の公平の確保等を目的に、複式簿記・発生主義会計の導入・活用が鋭意進められており、未だ確固たる取組として推進されていない国は、ドイツと日本しかないと言われている。

もちろん、日本でも、1990 年代後半から、国や地方自治体で、資産・負債の明確化等を目的に、企業会計的手法を導入し財務諸表を作成する試みが広まり、現在では、47 都道府県全てが貸借対照表を作成するに至っている。しかし、これらの取組は、現行の官庁会計を維持しながら、その決算数値を組み替えて作成するものであり、決算の参考資料とはなっているものの、現実の行政経営には十分活用できていないケースが多いとも言われている。

東京都では、平成 11（1999）年から、「官庁会計における企業会計的手法に関する研究」として、前日本公認会計士協会会長の中地宏氏を東京都参与に迎え、「機能するバランスシート」という報告書を計 4 回にわたり発表してきた。そこで、常に重視してきたのは、「床の間に飾っておくもの」としてではなく、東京都の経営の問題点を客観的な数値により明らかにし、問題解決の選択肢を提示し、都政を改善していくために具体的に役立つような「機能するバランスシート」を作成していくということであった。そして、それは、多摩ニュータウン事業や都営住宅事業をはじめ、数々の事務事業の見直しや改善に実際に活用され、都政の効率化に大きく貢献してきた。

他方、現行の官庁会計による決算数値に基づいたこうした取組は、速やかな予算等への反映が困難なことや、事務事業の見直しに向け各部所で主体的に財務諸表を作成するのに手間がかかることなど、企業会計方式を都庁全体に浸透させていくには、一定の限界があった。そうした問題を本質的に解決するには、日常の会計処理の段階から複式簿記・発生主義会計を導入していくことが不可欠であり、それにより、真に財務諸表を機能させ、都政を効率化させていくしくみが整うこととなる。

そこで東京都では、単式簿記・現金主義を基本とする現行法制度下にあっても、会計処理に複式簿記・発生主義を導入するという方針の下、「東京都の会計制度改革に関する検討委員会」を設置し、昨年９月からその具体的方策について検討を進めてきた。

そして、先般、会計制度改革の基本的考え方と今後の方向について、同委員会の報告があったので、今回は、それを受け発表するものである。

今後は、この「東京都の会計制度改革の基本的考え方と今後の方向」を、都における複式簿記・発生主義導入の指針としていくとともに、さらに、公会計基準の試案の作成や、現行法制度上の問題点の整理等も含め、取組を進めていく予定である。

複式簿記・発生主義の導入は、明治以来百年以上にわたって続けられてきた日本の官庁会計の文化をいわば抜本的に改革し、新たな会計風土を作っていくことに他ならず、容易なことではない。また、単に企業会計をそのまま行政に導入するのではなく、民間部門とは異なる行政部門の特性を十分に踏まえたうえで、あるべき公会計モデルの設計図を丁寧に書き上げていく取組なくして、成果を収めることはできない。しかし、そうした困難な課題だからこそ、首都東京が先ずもって取り組み、そのモデルを具体的に提示し、全国に発信していくことが必要だと考える。

東京都における会計制度改革の取組が、東京都だけにとどまることなく、国や他の自治体の、公会計制度改革に関する議論をさらに喚起し、そうした取組を加速させていくことを心から期待するものである。

～ 目 次 ～

第Ⅰ部 東京都の公会計改革の基本的方向

第1章 公会計改革の背景

- 1 公会計が抱える「4つの欠如」を補完する企業会計方式・・・p.1
- 2 より効率的な行政を実現させる複式簿記・発生主義会計導入・・・p.5

第2章 都における公会計改革の基本的考え方

- 1 東京都方式「機能するバランスシート」の作成と限界・・・p. 8
- 2 複式簿記・発生主義会計導入にあたっての基本的スタンス・・・p.10
- 3 平成18年度からの本格導入・・・p.13
- 4 多様な形式の財務諸表の作成・・・p.14
- 5 予算等への反映・・・p.15

第3章 改革の着実な実施に向けて

- 1 具体的な会計基準の確立・・・p.17
- 2 国への提案要求に向けた法制度上の問題点の整理・・・p.18
- 3 具体的な活用方策の更なる検討・周知と職員の意識改革・・・p.19

第Ⅱ部 具体的な取組方向

第1章 会計処理の方法について

- 1 勘定科目の設定等・・・p.22
- 2 資産の評価等・・・p.23

第2章 財務情報に関わるシステム間の連携について

- 1 システム間連携の考え方・・・p.25
- 2 複式簿記・発生主義会計を導入した財務会計システム・・・p.25
- 3 資産管理関係情報との連携・・・p.27
- 4 試行実施結果の財務会計システム再構築への反映・・・p.28

【資料編】

資料1 会計制度改革に伴う主な効果について（イメージ図）	・・・p.31
資料2 公会計制度改革のスケジュール・イメージ	・・・p.32
資料3 複式簿記・発生主義会計の導入スケジュール	・・・p.33
資料4 勘定科目の参考例	
普通会計貸借対照表(13年度末)「機能するバランスシートより」	・・・p.34
普通会計行政コスト計算書(13年度)「機能するバランスシートより」	・・・p.35
普通会計キャッシュ・フロー計算書(13年度)	
「機能するバランスシートより」	・・・p.36
資料5 有形固定資産の評価等の考え方	・・・p.37
資料6 財務諸表作成に関する財務会計システム等の関連図	・・・p.38
資料7 財務会計システムと財務諸表作成の流れ（イメージ図）	・・・p.39
資料8 財務諸表作成のイメージ	・・・p.40

〔参考資料〕

東京都の会計制度改革に関する検討委員会 委員名簿	・・・p.41
--------------------------	---------

第Ⅰ部 東京都の公会計改革の基本的方向

第1章 公会計改革の背景

1 公会計が抱える「4つの欠如」を補完する企業会計方式

単式簿記・現金主義の官庁会計方式を基本としてきた公会計に、複式簿記・発生主義を基本とする企業会計の手法を導入し、分析を行う事例が増えてきている。その目的は、現行の官庁会計方式の抱える「4つの欠如」の克服である。

● 公会計への企業会計方式導入の試みの広がり

民間企業では、複式簿記・発生主義会計に基づく企業会計方式が昔から採用されてきており、現在、投資家への適切な情報開示、効率的な企業経営といった観点から、ますます精緻かつ有効な会計方式が採用されるようになってきている。

一方、単式簿記・現金主義会計を基本としてきた公会計に目を転じてみると、地方公営企業会計においてはかねてから複式簿記・発生主義会計を採用しており、さらに平成13（2001）年度から発足した独立行政法人においても導入され、また特殊法人の会計基準が民間並みに改正されるなど、急速に企業会計方式導入の試みが進められている。

そして、狭義の公会計である一般会計、すなわち事業収入ではなく税金で賄うべき行政活動についても、官庁会計をベースにしつつ貸借対照表や行政コスト計算書を作成する自治体が増えるなど、企業会計的手法の導入が急速に広がってきている。

＊)「公会計」の範囲については、広義には、特殊法人、第三セクターなどの公企業、さらには、公益法人やNPO法人等の非営利部門まで含めたものを意味する場合があるが、今回の公会計制度改革の対象として認識しているのは、現在、官庁会計方式で会計処理を行っている国や自治体などの政府会計である。

● 現行官庁会計の4つの欠如

その背景として挙げられるのが、以下に掲げるような、単式簿記・現金主義会計に基づく現行官庁会計が抱える「4つの欠如」という問題点である。

(1) スtock情報の欠如

現行の官庁会計制度は、現金の使用用途を明らかにする単式簿記であるが、これによると、現金の移動は記録されるが、会計処理のなかにおいては、現金以外の資産や負債の情報が蓄積されない。

現行地方自治法では、現金以外の地方自治体の「財産」として、公有財産、物品、債権及び基金を挙げ、その性質に応じた適切な管理を求めているが、それぞればらばらに管理され、価格の記録がされていない財産もあるなど、統一的な基準のもとに合算した資産の有高を一覧できるようにはなっていない。

また、負債については、借入金等の管理は実務上なされているが、将来発生することが確実な費用、例えば、退職給与引当金等の債務は全く意識されていない。公営企業からの借入金等の、いわゆる「隠れ借金」についても、会計上見えるような形にはなっていない。

さらに、会計処理事務と財産管理事務が分離されているため、記帳の誤りや記録の不整合があっても発見することが困難という欠点がある。

(2) コスト情報の欠如

官庁会計では、支出の仕訳を行わない単式簿記と、現金収支があった時点で記録をするという現金主義を採っている。そのため、将来にわたり行政サービスの提供に資する建物の建設費であれ、当該年度の行政サービスに要した人件費であれ、同じ支出として認識している。したがって、当該年度に

行った現金支出は明確だが、当該年度の行政サービスに要した真のコストは不明確であり、事業の費用対効果等を正確に測定することができない。

また、予算体系に沿って現金支出の記録がなされるため、予算科目上事業別に割り振られていない支出、例えば、公債費については、コストとは無関係の「負債の減少」である元金償還と、借入の代償として必要なコストである金利が、事業別ではなく全体合算で表示されるだけであり、どこまでが当該年度の事業サービスに要したコストかを知ることができない。

(3) アカウンタビリティーの欠如

これは、以上の「ストック情報の欠如」や「コスト情報の欠如」から生じるものと考えることができる。

現在の単式簿記・現金主義会計では、現金情報（使途等）に焦点が当てられているが、それ以外の資産・負債については、総合的かつ明瞭な形で住民に公表されてはいないのが現状である。行政は、住民の信託を受け強制的に税金を徴収し、民主的なプロセスを経て決められた予算に基づき、種々の行政サービスを提供しているが、その背景として、住民から信託された財産の受託管理責任を的確に果たしていることを説明することが必要である。行政が管理する資産は既に述べたように、現金だけではないが、官庁会計では現金主義によっているがために、将来世代に承継される負債の見通しを含めて現金以外の受託管理責任の説明が十分に果たされているとは言えない。

また、施策や事業の実施コスト等を、単式簿記・現金主義会計では認識できないため、費用対効果を住民に示し、事業実施の是非等について、必要な情報を正しく提供することも困難である。

(4) マネジメントの欠如

これも、単式簿記・現金主義会計では十分に提供されない「ストック情報の欠如」や「コスト情報の欠如」から結果として生じてくるものである。

現行の官庁会計では、正確なコスト情報に基づいた費用対効果分析による事業の検証・評価が困難なため、事業執行部門においては、獲得した予算をさらに効率的に執行していくインセンティブに乏しく、自発的な事業の効率

化も行われにくい。また、官庁会計は、議会で議決された予算科目に沿って、現金が正しく使われているかどうかを点検するためには優れたものであるが、予算で計上されている以上、使い切らなければならないという考え方になってしまうことも多い。

● 企業会計方式の導入の意義と効果

こうした現行官庁会計の問題点を積極的に克服していくために、企業会計方式（複式簿記・発生主義会計）を導入していく必要がある。

(1) スtock情報の欠如への対応

企業会計方式を導入することにより、現金だけでなく他の資産や負債を含めた総合的な財務状況を把握することが可能となる。具体的には、現金の増減に対応した資産・負債の増減を同時に記録できるとともに、現金以外の資産や負債の残高、さらには、その差し引きとなる正味財産を算出することができる。

また、会計情報と財産情報が連携され、財産管理の適正化も促進される。

さらに、負債に関しても、借入金のみならず、将来世代が負担する予定の全体額を把握することができ、「隠れ借金」も含めたトータルな負債を認識することができる。

(2) コスト情報の欠如への対応

企業会計方式を導入することにより、取引の事実が発生した時点で収入や費用を計上することや、現金の支出を、費用としての支出や資産形成のための支出、負債減少に要した支出等に分解することで、正確なコストを把握することができる。すなわち、当該年度の行政サービスに要した人件費は当該年度のコストとして認識し、長期の行政サービスに資する建物建設費については、耐用年数に応じてコストを期間配分（減価償却）し、当該年度の行政サービスの提供に応じた資産の減耗分（消費分）だけを、コストとして認識することとなる。したがって、当該年度の行政サービスに対応したコストが正確に認識でき、それに対応する事業の成果（民間企業で言えば収益）と対比することが可能となる。

(3) アカウンタビリティの欠如への対応

企業会計方式を導入することにより、貸借対照表において、現金だけでなく資産と負債のすべてを一覧性ある形で示し、財務状況の実態を表すことができる。また、行政コスト計算書においては、当該年度の行政活動に要したコストと、当該年度の収入（資産形成に充当される収入を除く）を対比することにより、世代間の負担の公平の観点から、当該年度の財政運営が将来世代に純負債を担わせるものか、あるいは純財産を残すものか、などの情報を伝えることができる。加えて、事業別の行政コストを示すことにより、住民に施策選択の判断材料を提供することもできる。

(4) マネジメントの欠如への対応

企業会計方式を導入することにより提供されるストック情報やコスト情報を様々に分析し、行財政運営に関する多様な情報を引き出すことができる。個別事業レベルから、事業を束ねた政策レベルに至るまで、様々なレベルにおいて積極的にマネジメントに活用していくことにより、行財政運営の効率性等を測定し、問題点を抽出し、見直しをしていく、という流れが促進されていくことになる。

2 より効率的な行政を実現させる複式簿記・発生主義会計導入

複式簿記・発生主義会計の導入による公会計制度改革の目的は、より効率的に都民福祉の向上をはかる行政を実現することである。

● 複式簿記・発生主義会計導入の目的

公会計制度改革により導入される複式簿記・発生主義会計は、あくまで行政経営にとっての「道具」である。したがって、会計制度を変えることが目的なのではなく、それを通じて、より効率的に都民福祉の向上を図る行政を実現することが最終的な目的であり、新たな会計制度の導入を契機に、行政

をより良い方向へ変えていくという視点が重要である（資料1参照）。

複式簿記・発生主義会計の導入の目的は、以下の3点に集約される。

(1) マネジメントへの活用

- ① 正確なコスト情報をもとに費用対効果を分析することにより、予算(Plan)－執行(Do)－検証・評価(Check)－見直し(Action)というマネジメントサイクルを確立し、不断の事務事業の改善を進める。
- ② 民間と基本的に同じ会計方式でコスト比較を行うことにより、民間委託や民営化、PFI等の導入に向けた検討材料として活用する。
- ③ コスト情報やストック情報を客観的な数値で把握し、事業の実態分析に必要な情報を総合的に把握することにより、事業の将来性や問題点を明らかにし、その抜本的見直しを含めた、事業の再構築を検討する。
- ④ 監理団体も含めた都全体の財務状況を数値で客観的に把握することにより、将来の財政の持続可能性や世代間の負担の公平等を踏まえ、長期的な視点に立った財政運営を行う。

(2) 職員の意識改革（コスト意識の醸成）

- ① 各事業執行部門において、事業執行に関し責任を持つべき者などに、金利や減価償却費を含めた事業別の真のコストを示し、部門レベルでの事業効率の向上に向けた主体的な取組を促す。
- ② 事業別・部門別の客観的なコストや税金投入額を明らかにすることにより、所管の職員に、自らの実施する事業が行政コストに見合った成果をあげているかをチェックさせ、コストに対応する成果の最大化に向け主体的な取組を促す。
- ③ 長期的なコスト低減に向け、施設のライフサイクルコストの削減など長期的、多角的な視野に立った取組を促進する。

(3) アカウンタビリティー（説明責任）の向上

- ① 現金だけでなく、行政の所有する資産・負債などのストック情報も明瞭に報告（ディスクローズ）すると同時に、自治体の1年間の財政運営や行政コストの実態を包括的・総合的に説明することにより、よりレベルの高い説明責任を果たす。
- ② 従来の「機能するバランスシート」よりも、正確さを高めた財務諸表をよりスピーディに都民に公表する。
- ③ 平成18年度から起債の許可制度が廃止され、自治体の財源調達能力がますます重要視されていく時代となるなかで、都債の購入者等の投資家に対するIR（投資家向け情報提供）活動の充実に活用していく。

第2章 都における公会計改革の基本的考え方

1 東京都方式「機能するバランスシート」の作成と限界

東京都でも、官庁会計による決算方式を補完・改善するものとして、平成11年度以来「機能するバランスシート」を作成し、事業の見直しに活用してきた。しかし、会計の組み替えによる作成には、一定の限界があった。

● 「機能するバランスシート」の作成

東京都では、平成11（1999）年度から官庁会計による決算方式を補完・改善するため、普通会計決算を発生主義の観点から組み替える形で「機能するバランスシート」を作成し、コスト情報やストック情報を明らかにするとともに、具体的な事業の見直しに積極的に活用してきた。

「機能するバランスシート」は、東京都全体の財務状況を明らかにするために作成する普通会計・連結バランスシートに加え、個別の事業をピックアップし、そのバランスシートを作成することにより、個別事業の財務状況、コスト状況等を明らかにし、問題点を明らかにする事業別バランスシートからなっており、現在に至るまで4回の報告がなされている。

また、昨年5月には、各局が自らの事務事業のバランスシートを作成することにより、主体的に事務事業の改善に取り組むことができるよう、「事業別バランスシート作成マニュアル」を提供したところである。

＊）「機能するバランスシート」とは、「貸借対照表」だけを指すのではなく、体系的に作成される財務諸表（貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書、行政コスト計算書の3表と、会計方針及び注記）を意味している。

● 単式簿記からのバランスシート作成の限界と複式簿記の導入

国においても、財務省が、平成 12 年 10 月に「国の貸借対照表（試案）」を作成するとともに、総務省も、平成 12 年 3 月及び 13 年 3 月に「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査報告書」を公表し、地方自治体におけるバランスシート作成の標準的な仕様を公表してきた。このように、現行の官庁会計の限界を、バランスシートの作成により補完していこうという動きは、日を追うごとに広がってきている。

しかし、その積み重ねのなかで、単式簿記・現金主義に基づく普通会計決算の組替えによる方法には、一定の限界があることも分かってきた。

(1) 速やかな財務諸表の作成に限界

第一に、単式簿記・現金主義による決算後にバランスシートの作成に取り掛かるため、財務諸表を速やかに作成することができない、ということである。そのため、バランスシートから読み取れる情報を、速やかに予算に反映させることが困難となっている。

(2) 一部の固定資産の残高把握に限界

具体的には、道路・橋りょうといった財産については、東京都公有財産規則により、価格を含めた財産情報を記載する公有財産台帳への記載を要しない、ということとなっているため、現有高を正確に捉えることができない。そのため、「機能するバランスシート」では、投資額全額を資産額とみなし、投資時からの経過年数に応じて減価償却をさせて、貸借対照表の計上額を定めてきた。しかし、この方式によると、道路を区市町村に移管した場合、都の資産から除却した分を把握できないなど、精度が十分とは言えない。また、投資額は、普通会計決算の作成が始まった昭和 44（1969）年度以降についてのみ把握できるものであり、それ以前のデータがない、という問題点もあった。

(3) 容易な事業別バランスシートの作成に限界

「機能するバランスシート」では、現金ベースの普通会計決算を作成したうえで、それを組み替えて作成しているために、事業別バランスシート

を作成するには、改めて数字を拾い直さなければならない。「事業別バランスシート作成マニュアル」に基づき、すでに教育庁における都立高校の学校別バランスシートの作成などの取組も進められているが、かなりの手間がかかり、各局での主体的な取組が進みにくいという課題もあった。

こうした課題を解決するため、システムによる自動変換機能を活用して複式簿記・発生主義データを整え財務諸表を作成することを前提に、今回、日本で初めて、国に先駆けて、複式簿記・発生主義会計を都の会計処理において導入することとした。

2 複式簿記・発生主義会計導入にあたっての基本的スタンス

東京都では、すべての会計に複式簿記・発生主義を導入する。そのために、国に対し提案要求を行うとともに、システム対応により効率的な仕組みを構築する。

● 東京都のすべての会計における複式簿記・発生主義の導入

今回の会計制度改革で対象とするのは、既に複式簿記・発生主義を導入している地方公営企業会計を除いた東京都のすべての会計である。具体的には、一般会計及び現在 19 ある特別会計で実施することとなり、これにより都の会計処理においては、すべて複式簿記・発生主義が整備されることになる。

● 国への提案要求

複式簿記・発生主義による会計処理は、既に述べたように、単式簿記・現金主義による会計処理よりも多くの情報を提供する。単式簿記が焦点を当てている現金の出入りについても、キャッシュ・フロー計算書に示されるように、その流入流出を、サービス提供活動、社会資本整備等活動、財務活動に分類し、より適切に管理することができる。

その結果、単に予算との適合性等の説明を行う現行法令上の決算書に対し、決算時点での財務実態を様々な角度から分析でき、説明責任の観点からも、行財政運営の観点からも有用な決算書を、正確に、かつ、効率的に作成することが可能となる。

このようなことから、公会計への複式簿記・発生主義会計の導入は、多くの先進諸国では当然のこととなっている。日本でも国の経済財政諮問会議において議題として取り上げられるなど、検討の動きはあるが、単式簿記・現金主義会計を義務付けている会計法や地方自治法等に基づく現行法制度等が支障となり、いまだ本格的導入への道のりは遠い状況にある。

そうしたなかで、都が先陣を切って、あえて複式簿記・発生主義会計の導入を行うのは、東京都の行財政を合理的・効率的なものにしていくということだけを目的とするものではない。現行官庁会計の制約の下において、抽象的な議論ではなく、東京から新しい公会計の具体的なモデルを発信し、その有効性を示し、最終的にはデファクト・スタンダードとして、日本全国に広がっていくことをも期待するものである。それは、日本の公会計をより合理的なものとし、財政危機が懸念されながらもなかなか効率化が進まない日本の行政活動にコストの概念を浸透させていくこととなる。

そのため、東京都では現行法制度のもとにおいても複式簿記・発生主義モデルを発信していくとともに、単式簿記・現金主義会計より多くの有用な決算情報を提供できる複式簿記・発生主義会計を、法制度上正当に位置づけるよう、国に対して強く提案し、要求していくこととする（資料2参照）。

● 二重作業の回避

地方自治法等に定める自治体の会計処理については、単式簿記・現金主義会計が義務付けられているため、複式簿記・発生主義を導入すると、大量の二重作業が生じ、事務の非効率、事務処理の誤りのおそれが拡大する。今回の会計制度改革は、効率的な都政運営を実現することを目的としており、そうした非効率が生じることは本意ではない。

したがって、速やかな法制度等の整備を国に求めているものであるが、それが実現するまでの間も、複式簿記・発生主義を円滑に導入するため、その

導入効果を損なうことなく、かつ大幅な財政負担や事務負担が生じないような、合理的・効率的な手法を検討する必要がある。そのため、システム処理を活用することなどにより可能な限り事務負担の増加や二重作業を回避することができるよう、効率的な仕組みを構築する。

特に、財務会計システムは、東京都の会計処理の基幹システムであり、再構築のあり方が会計制度改革の重要な要素となる。そのため、二重作業を回避しつつ、現行官庁会計に基づく会計処理・決算と企業会計方式による会計処理・決算を効率的かつ適正に行うことができるように再構築することとし、同時に、会計処理と資産管理が分離している現状を改め、土地バンクシステムなどストック管理のシステム等と財務会計システムとの情報の連携を図ることができるよう、関係するシステムの改善・整備を行っていくこととする。

● 公会計の特徴を踏まえた会計処理基準等の設定

自治体会計への企業会計方式の導入は、既に述べたように、自治体の行財政運営を改善していくうえで大変有効であるが、具体の導入に際しては、公共部門である自治体は、企業会計が本来の範疇としている企業部門と比較すると、以下に掲げるような違いを有していることに留意すべきである。

(1) 設立目的の違い

営利を目的とする企業部門のパフォーマンスは、基本的には利益という尺度で一義的に判断することが可能であるが、公共の福祉の増進を目的とする自治体のパフォーマンスは多面的に判断していく必要がある。

(2) 予算統制の必要性

自治体の活動は、公共の福祉の増進のため、住民から信託された資源を再配分するという性格を持っている。そのため、自治体は、資源配分のあり方について住民の代表による民主的な合意を事前に得て、その範囲内で予算を執行していくことが求められるのであり、企業部門と異なり、予算の役割が非常に大きいことを踏まえる必要がある。

(3) 根幹的な収入が税収

企業部門は、企業活動のあり様を反映した売上等を基本的な収益源としているが、自治体の収入の根幹となる税収は、その活動と直接的な連動性はない。そうした点を十分踏まえて財務諸表を分析することが必要である。

(4) インフラ資産など、将来の現金収入を予定できない資産の保有

企業の貸借対照表上の資産は、基本的には、活用又は売却等により、最終的には将来の現金収入を生み出し得るものであるが、公共部門は、インフラ資産など、超長期的に見ても売却不可能な資産を多く保有しているおり、企業の資産とは異なる性格を有していることに留意すべきである。

こうした相違点を十分に認識したうえで、標準的な会計処理基準の考え方などを整理し、その活用方策も含めた、あるべき公会計のモデルを具体的に構築していく。

3 平成18年度からの本格導入

東京都では、平成16年度に一部の特別会計において試行を行い、18年度からの本格導入を目指す。

● 導入スケジュール

資料3に示すとおり、都の基幹システムである財務会計システムの再構築、職員への複式簿記・発生主義研修の実施等の準備期間を考慮した上で、平成18年度からの本格導入を目指す。

公会計制度改革は、日本で初めて官庁会計に複式簿記・発生主義を導入し、都における会計処理を根本から改めるものであり、日常の会計事務処理段階からの大変革である。円滑な導入を実現するためには、一部の部署で実際に複式簿記・発生主義会計による事務処理を導入した試行を行って本格導入にあたっ

ての問題点を明らかにし、職員の意識改革、複式簿記・発生主義に対する習熟度の検証や研修計画策定への活用、システム開発への反映を図る必要があると考えられる。こうしたことから、本格導入前の平成 16 年度に、一部の特別会計において試行を行い、その結果を検証、評価し本格導入に反映させていく。

4 多様な形式の財務諸表の作成

東京都が作成する財務諸表は、事業部門レベルの効率化を目的とするミクロ的なものと、東京都全体の財政運営の効率化を目的とするマクロ的なものの両方である。

● 財政運営の視点に立った財務諸表と事業経営の視点に立った財務諸表

行財政の効率を真に向上させていくためには、ミクロ的な視点で、各事業部門レベルで効率化の努力が進められることと、マクロ的な視点で、東京都全体の財政運営の効率性が保たれることが同時並行的に進められることが必要である。

そのため、財務諸表を作成するにあたっては、ミクロの視点と、マクロの視点を両方踏まえたものを作成する必要がある。

こうした観点から、今回の公会計制度改革で作成する財務諸表は、以下の性格をもった財務諸表とする。

① 財政運営の視点に立った財務諸表

- ・ 地方公営企業や監理団体も含めた連結決算、普通会計決算等の東京都全体の財政状況を見ていくために作成する財務諸表

(例) 普通会計の財務諸表

② 事業経営の視点に立った財務諸表

- ・ 組織別・事業別などのコストの状況等を示し、事業執行に責任を持つべき職員等に、業務改善のための材料を提供する組織別・事業別の財務諸表

(例) 局別の財務諸表

5 予算等への反映

財務諸表に基づく決算情報を、財政運営に速やかに反映していく。発生主義の観点からの予算制度改革は、将来的な課題として今後十分検討する。

● 決算情報の予算への反映について

財務諸表に基づく決算情報をその後の予算編成にいかに関与させていくかは大きな課題である。財務諸表は、財務情報を有機的に提供するツールとして極めて優れたものであるが、施策の社会的効果については、そういった財務情報のみでは十分に把握することができないのも事実である。

そのため、こうした施策の社会的効果等も踏まえたうえで、財務諸表を適切に活用することにより、行政評価や各局の主体的な事務事業の見直しを行い、その結果を予算編成をはじめとした財政運営に速やかに反映していくことが重要である。

● 財政運営全般に対する活用

財政運営に関する指標は、従来現金収支に関する指標が主であり、ストックやコストの情報は充分には活用されていない。今後、財務諸表から得られるストック情報や行政コストの情報を組み合わせることで、財政運営を多角的に評価できる指標を検討し、活用を図っていく。

● 予算制度改革について

諸外国においても、決算に発生主義を導入しているものの、予算については発生主義を導入している国（英国、オーストラリア、ニュージーランドなど）と、導入していない国（米国など）がある。これは、諸外国の政治行政システムのあり方や、会計情報（決算）を説明責任（アカウンタビリティ）と意思決定（予算・財政運営）にどのように活用していくかという目的意識の相違などによるものである。

日本の公会計においては発生主義会計の土壌が十分でないことから、当面は会計制度改革を推し進めていくこととし、発生主義予算の導入など、発生主義の観点からの予算制度改革は、法制度改正も含めた将来的な課題として、メリット・デメリットを十分検討していくこととする。

第3章 改革の着実な実施に向けて

1 具体的な会計基準の確立

単式簿記・現金主義を前提としてきた官庁会計においては、複式簿記・発生主義による財務諸表を作成するための会計基準は、いまだ策定されていない。したがって、東京都が自ら新たな公会計基準の試案を策定することが必要である。

● 統一的な会計基準の必要性

財務諸表が、会計主体の恣意的な判断や会計処理を排除し、適切に作成され、利害関係者等に正しい情報を提供するためには、会計基準が設定されている必要がある。それは、自治体についても同じであり、自治体間の比較を行うなど、様々な分析を行ううえでも、統一的な会計基準が不可欠である。

しかし、単式簿記・現金主義を前提としてきた官庁会計には、財務諸表を作成するための会計基準はいまだ策定されておらず、公認会計士協会が「公会計原則（試案）」を公表しているにとどまり、具体的な会計基準を設定しようという動きにまで至っていない。

● 東京都による先導的な会計基準の策定

こうした状況のなかでは、当面、東京都が自ら会計基準を試案として策定・公表し、それに基づき財務諸表を作成するとともに、公会計基準に関する議論を喚起していくことが必要であり、今後、その内容を検討していく必要がある。

また、財務諸表の様式、実務マニュアルの作成についても、今後検討していくこととする。

2 国への提案要求に向けた法制度上の問題点の整理

現行の単式簿記・現金主義による会計処理よりも多くの情報を提供する複式簿記・発生主義会計を法制度上いち早く位置づけることを念頭に、理論的整理を進め、より具体的な提案要求に反映させていく。

● 企業会計方式と官庁会計方式の比較

現行の官庁会計は、地方自治法等の法令により、単式簿記・現金主義会計が義務付けられている。企業会計方式と、現行法規に定める官庁会計方式との違いは、以下のとおりである。

項 目	企 業 会 計 原 則	現 行 法 規
測定の対象	経済資源 (資産・負債を含む)	財務資源（現金または預金） ・ 地方自治法第210条 ・ 地方自治法施行令第166条
認識・計上基準	完全発生主義 (前払費用、前受収入等の経過勘定科目の計上)	原則として修正現金主義 (法令により細かく会計区分が決められている。) ・ 地方自治法施行令第142条 ・ 同 143条
簿記原則	複式簿記 (正規の簿記の原則)	単式簿記 (法令に定められた款項目節による執行) ・ 地方自治法第220条 ・ 地方自治法施行令第150条
予算	基本的には事業計画的で拘束力は弱く、株主総会の議決は不要	予算の事前議決 ・ 地方自治法第211条
決算	貸借対照表等のストック情報も原則として株主総会の承認を必要とする。	歳入歳出決算を議会に提出し、認定を受ける。 ・ 地方自治法第233条 ・ 地方自治法施行令第166条

事業年度	継続事業会計の原則 (長期にわたる予算計画も視野に入れた執行)	会計年度独立の法則 (単年度予算に基づく執行) ・地方自治法第208条
------	------------------------------------	---

● 法制度等に関するより具体的な提案要求

自治体会計に複式簿記・発生主義導入を法的に位置づけるよう、国に対して法制度等の整備を求めていくことは既に述べたところであるが、今後さらに、公会計における複式簿記・発生主義の導入に関する理論的な整理を行い、より具体的な提案要求につなげていく。

3 具体的な活用方策の更なる検討・周知と職員の意識改革

財務諸表は自治体の経営改革のひとつの「道具」であり、具体的な活用をもって初めてその役割を果たすことになる。したがって、それぞれのケースに応じた具体的な活用方策の明示が重要である。

● 財務諸表は経営改革の「道具」

企業会計方式の導入から得られる様々な財務情報は、現実の経営実態を客観的にとらえ、将来に向けて建設的な行動に着手するための「道具」であり、特に事業の執行に責任を持つべき職員がその活用能力を身に付けることが重要である。そして、そうした職員が、自らの責任の範囲に応じて、具体的に財務諸表を活用し、実際の業務改善に着手したとき、はじめて、「機能した」ということができる。さらに、そうした改革が積み重なって、東京都の行財政がダイナミックに変革されていくことが、財政構造改革を本格的に推し進めていくための原動力ともなる。

また、事業を直接に担当する職員にとっても、今まで認識し得なかった事業にかかる減価償却費や金利といったコストを正確にとらえることが可能となることにより、それに見合った十分な成果を上げているかどうかなどを、

自ら点検し、主体的に改善の取組みを行うことが求められることとなる。

加えて、財務、経理担当者は、財務諸表から得られる情報を活用し、将来の財政運営の参考とすることや、個別事業の見直し等の判断材料として、予算編成に活用していくことが可能となる。

● 財務諸表の具体的な活用方法の更なる検討と周知

このように、財務諸表の活用の仕方は、それを活用する主体によって様々であり、行政の効率化や説明責任の向上にとって有効な道具としていけるかは、それぞれの職員がそれをどのように活用していくかによって決まる。

そうした点を踏まえ、財務諸表の活用の仕方について、具体的な事例なども含め、できるだけわかりやすく整理し、職員にその使い方の周知徹底を図っていくこととする。

(具体的な活用例)

例えば、事業採算を図ることを前提とした「収支均衡型事業」（賃貸ビルや開発事業、公営事業等）及び福祉や各種の行政サービス等で利用者からの利用料等の受け取りがなく原則として全額税金で運営される「税金投入型事業」について、マネジメントへの活用の一例を示すと以下のとおりである。

(例1：収支均衡型事業の見直しの方法)

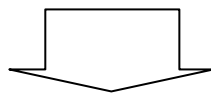
〔ステップ1〕

貸借対照表の作成により、税金の投入額や事業充当した借入金と、資金回収すべき資産（造成土地など）を把握し、正確な財務状況を把握する。



〔ステップ2〕

資産の時価評価等により回収可能額を把握し、投入した税金等が回収できるかどうか、把握する。



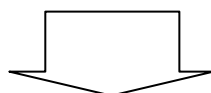
〔ステップ3〕

債務超過になっている場合は、事業終了時に現在の事業スキームで債務超過額が解消できるかどうか検討し、困難と見込まれる場合は事業の抜本的見直しを行う。

(例2：税金投入型事業の見直し)

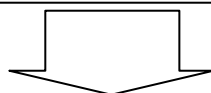
〔ステップ1〕

行政コスト計算書により、減価償却費や金利コスト等も含めた正確な収支状況を把握する。



〔ステップ2〕

収支の赤字額が税金投入額であり、その額の程度が税金を投入しても維持すべき「公共性の対価」として、高いか低いかを検討する。この場合、事業目的や存在理由等の検討、民間や他の自治体とのコスト比較など、多様な分析を行う。



〔ステップ3〕

「公共性の対価」として高すぎるという判断であれば、資産の有効活用、コスト削減、利用料増収策の実施等税金投入額を減らす方向で事業の改善を行う。

このように、具体的な活用方策を明示していくことにより、職員が財務諸表を経営改革の「道具」として活用していくための環境を整え、職員の意識改革をさらに促進していくことが、公会計改革の成果を上げるために極めて重要である。

第Ⅱ部 具体的な取組方向

第1章 会計処理の方法について

1 勘定科目の設定等

● 経費の性質に応じた勘定科目の設定

財務諸表の勘定科目については、基本的には「機能するバランスシート」の考え方を踏襲し、「キャッシュ・フロー計算書」及び「行政コスト計算書」の現金収支を伴うものについては、経費の性質別による分類に基づいて設定する（資料4－2～3参照）。

「行政コスト計算書」の現金収支を伴わないものや、「貸借対照表」の資産・負債科目についても基本的には、「機能するバランスシート」をベースとして、その性格に応じた勘定科目を設定する（資料4－1～2参照）。

● 現行決算と複式簿記決算との整合性の確保

現行決算と今回導入する複式簿記決算は、並行して作成するものであり、現行法制度の下での官庁会計決算の会計年度と齟齬が生じた場合、混乱が生じるおそれがあるため、複式簿記決算のキャッシュ・フロー計算書は、現行官庁会計決算との整合性をとる必要がある。

そこで、複式簿記決算については、発生主義会計の考え方に立って、収入・費用の認識基準を、それぞれ歳入調定、支出負担行為の時点として計上することを原則とし、計上済みの歳入調定額及び支出負担行為額に対応する現金の収入・支出については、現年度決算の対象とする。

2 資産の評価等

● 貸借対照表に計上する有形固定資産の範囲

行政の所有する有形固定資産は、大きく分けて行政財産と普通財産の二つがある。そして、行政財産は、インフラ資産とそれ以外の資産に分類できる。

インフラ資産についても都民の税金等により賄われ、東京都が保有し管理責任を持っていることや、都民等に対し道路交通サービス等を提供していることから、その現状やコスト、将来のサービス提供の持続可能性等に関する説明責任があるとして、貸借対照表に計上することとする（資料5参照）。

ただし、インフラ資産は、他の有形固定資産と異なり、公有財産台帳への記載がなく、価格情報が明確に整理されていないため、現在及び将来の財産をどのように管理するかを、今後、整理していく。

● 有形固定資産の評価

有形固定資産の評価には、一般に、取得原価による把握方法（取得原価主義）と、時価による把握方法（時価主義）がある。

海外では、時価主義の観点に立って、資産を定期的に評価替えしている国（英国、NZなど）と、取得原価主義のままで資産計上している国（米国など）がある。

今回の公会計制度改革にあたっては、

- ① わが国の民間企業の会計原則が、現在のところ基本的には取得原価主義によっていること、
 - ② 行政の財務諸表として、資産と負債の関係が将来世代と現役世代との負担の公平性を示すうえで重要であり、取得原価で評価する方がその関係がより明らかになること、
 - ③ 取得原価主義を採用すれば会計主体の裁量的判断が入る余地がないこと、
 - ④ わが国においては資産評価のための制度が確立していないこと、
- などの理由から、原則として「取得原価」による方法を採用することとする（資料5参照）。

● 建設仮勘定の計上

建設仮勘定は、複数年度にわたり建設工事を行う場合に、資産が完成するまで、投資額を計上していく経過勘定であり、資産の完成・引渡しが未済で、サービスを提供できる状態に至っていないものである。

- ① 複式簿記においては、支出を資産・費用等に仕訳する必要があり、未稼働資産への投資額を明らかにしていくためにも有用であること、
 - ② 正確なコスト計算を行うためには、いまだサービス提供に活用されていない資産は費用化すべきではなく、減価償却の対象外とすべきこと、
 - ③ 将来においてサービス提供に供される予定の資産を明らかにすることにより、資産の適正管理や説明責任の向上につながること、
- などの点で、公会計においても建設仮勘定を設けることとする(資料5参照)。

● 無形固定資産及び投資その他の資産の評価等

無形固定資産のうち地上権、地役権、特許権及び著作権等の無体財産権については、原則として減価償却しないこととする。

有価証券・出資金の評価については、原則として「取得原価」による方法を採用することとする。ただし、債務超過にある株式会社の有価証券については、取得原価によらず、ゼロ評価とする。純資産が半分以下になった会社の場合は、純資産相当額まで評価減を行うものとする。

会計処理の方法については、導入スケジュールを踏まえた基本的な事項を上述のとおり整理したものであり、これ以外の項目については今後整理していくこととする。

第2章 財務情報に関わるシステム間の連携について

1 システム間連携の考え方

● 財務会計システムの再構築

都において新たに複式簿記・発生主義会計を導入するためには、現在、単式の会計処理を行っている財務会計システムを、新しい会計方針・会計基準の考え方を踏まえて再構築することが不可欠である。

● 財務会計情報・ストック情報・コスト情報の連携

ストック情報やコスト情報が明らかにされない現行の官庁会計制度を改める上では、より正確に資産管理を行って、資料6に示すように財務会計システムと情報の連携を図ることが求められるため、併せて土地バンクシステム・公債管理システムなどの改善・整備が必要である。

2 複式簿記・発生主義会計を導入した財務会計システム

● システム再構築の基本的な考え方

現行財務会計システムは、予算の編成から執行、決算までの会計処理の流れをシステム化した全庁的基幹システムであり、その再構築については電子都庁推進計画において既に計画されていたところである。これに、公会計制度改革による複式簿記・発生主義会計導入という要素を加えて、資料3に掲げたように、制度的な課題と開発スケジュールの両方を考慮して再構築を行っていく。

● 新しい会計処理の全体イメージ

予算から決算までの財務会計事務の流れは、大まかには、資料7で示したように、予算編成→執行→決算となっており、システム的には予算の成立後、予算計数システムから財務会計システムへのデータ連携が行われた後、当年度の日常の執行、すなわち会計事務処理へとつながっていく。

複式簿記・発生主義会計導入後の会計処理全体のイメージは、資料7に示すとおり財務会計システムを使って日々の会計処理を執行しながら、決算時には従来の官庁会計では把握していない資産や負債などのストック情報を取り込んだ財務諸表を財務会計システムから出力するという流れになる。

● 財務諸表作成までの流れ

再構築にあたっては、当然のことながら、運用経費の削減や事務の簡素化・効率化を視野に入れるとともに、複式簿記の導入についても職員の二重作業を極力避け、事務負担の増加を抑える方向でシステム開発を行っていく。具体的には、予算科目に従った入力をしながら、システムにより自動仕訳を行うことで、職員の負荷を可能な限り軽減するとともに、資料8に示すように、都の公有財産や都債の状況を反映した財務諸表を、システムを活用して作成するイメージである。

資産・負債情報との連携については完全には自動処理できるものではないので、これを事務作業で一部補うこととなるが、基本的な方向として、日々の会計処理において財務会計システムへデータ入力すると、システム内で複式簿記会計データに変換され総勘定元帳が作成される。こうして蓄積された会計データ及びこれとは別に管理・把握されている公有財産や重要備品など資産に関する情報やその他の負債情報を財務会計システムに取り込み、資料8のようなイメージで貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書がほぼ自動的かつ現在より速やかに作成されるということとなる。

● 作成される財務諸表のイメージ

財務諸表の作成イメージについて、資料7では、全庁レベルで自動作成するものを基本設定として表示している。他方、財務会計システム上に存在し

ないデータや職員の判断を必要とするデータ等を自動的に用意することはできないため、そうした要素が含まれる詳細なレベルの財務諸表やその他の財務分析用資料は、資料7のイメージ・フロー最終段階に示したように応用・加工分野のものとして位置づけ、標準様式の提供やエンドユーザの創意工夫により対応する方向で検討していく。エンドユーザ・コンピューティング（EUC）の考え方も取り入れて、端末を利用した資料作成等を最大限支援できるシステム構築を目指すものとする。

● IT技術活用によるさらなるコストパフォーマンスの向上

システム構築にあたっては、複式簿記会計の導入と併せて、Web型システムを採用し、汎用機からサーバへのダウンサイジングを実施するなど、積極的にIT化による技術革新を活用して運用経費の削減を図るとともに、現行会計事務の分析及び改善を行って、さらなる事務の簡素化・効率化及びコストパフォーマンスの向上を図ることとする。

● 開発スケジュール

財務会計システムの再構築は、資料3に掲げるとおり、平成15年度から新しいシステムの開発に着手し、3年かけてシステム設計・開発、職員の研修を行い、平成18年度から本格稼働させる計画である。

3 資産管理関係情報との連携

● 複式簿記・発生主義会計導入のための土地バンクシステム改善

資産管理関係の現行システムとしては、東京都公有財産規則等に基づく財産管理を行うために土地バンクシステムがあり、公会計制度改革の方針に基づいてこれを改善する必要がある。

土地バンクシステムについては、主として財務会計システムとの間のデータの授受を初めとする資産管理情報の連携を行えるよう、資産管理の正確性の向上と職員の負担軽減を実現する方向で改善を進めることとする。

改善スケジュールは、公会計制度改革に関する検討の中で決定された資産管理の基準を踏まえて平成 16 年度から 17 年度にかけてシステム改善を行い、平成 18 年度から本格稼働させる計画とする（資料 3 参照）。

● その他の資産情報との連携のあり方

インフラ資産については現行の土地バンクシステムによる管理の範囲外にあり、個別資産や管理単位ごとの資産について財産価額が記録管理されていないため、システムの対応も含め新たに管理体制を早急に整備するなどの対応が必要となる。

また、都債については、財務会計システムと公債管理システムとの連携による起債額や償還額に関する情報の取得に向けて、システムの対応も含めたデータ管理手法の確立が必要となる。

4 試行実施結果の財務会計システム再構築への反映

● 平成 16 年度に試行実施

新システムの開発内容に反映させるため、平成 16 年度に複式簿記・発生主義会計の試行を実施することとする。財務会計システムは全庁的基幹システムであり、再構築の仕様が会計実務上の事務処理に大きく影響することから、モデルケースにふさわしい部署を選んで試行を実施し、業務の負荷量などに着目した現行業務との比較や再構築に必要な要件の整理などについて検証・評価を行い、新システムの開発に反映させていくこととする。

資 料 編

〔参照資料一覧〕

資料 1 会計制度改革に伴う主な効果について（イメージ図）

資料 2 公会計制度改革のスケジュール・イメージ

資料 3 複式簿記・発生主義会計の導入スケジュール

資料 4 勘定科目の参考例（平成 13 年度「機能するバランスシート」）

資料 4－1 普通会計貸借対照表(13 年度末)

資料 4－2 普通会計行政コスト計算書(13 年度)

資料 4－3 普通会計キャッシュ・フロー計算書(13 年度)

資料 5 有形固定資産の評価等の考え方

資料 6 財務諸表作成に関する財務会計システム等の関連図

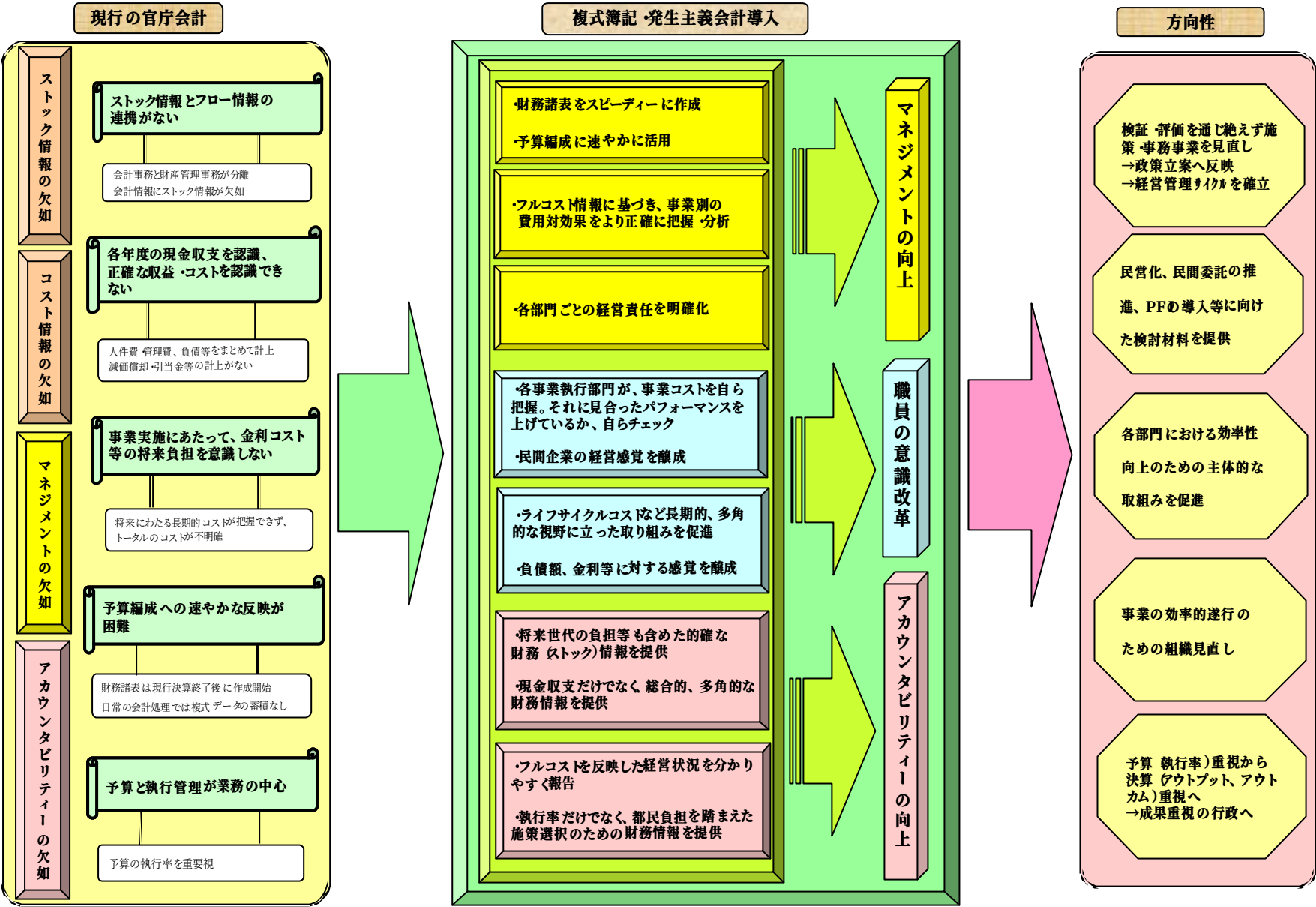
資料 7 財務会計システムと財務諸表作成の流れ（イメージ図）

資料 8 財務諸表作成のイメージ

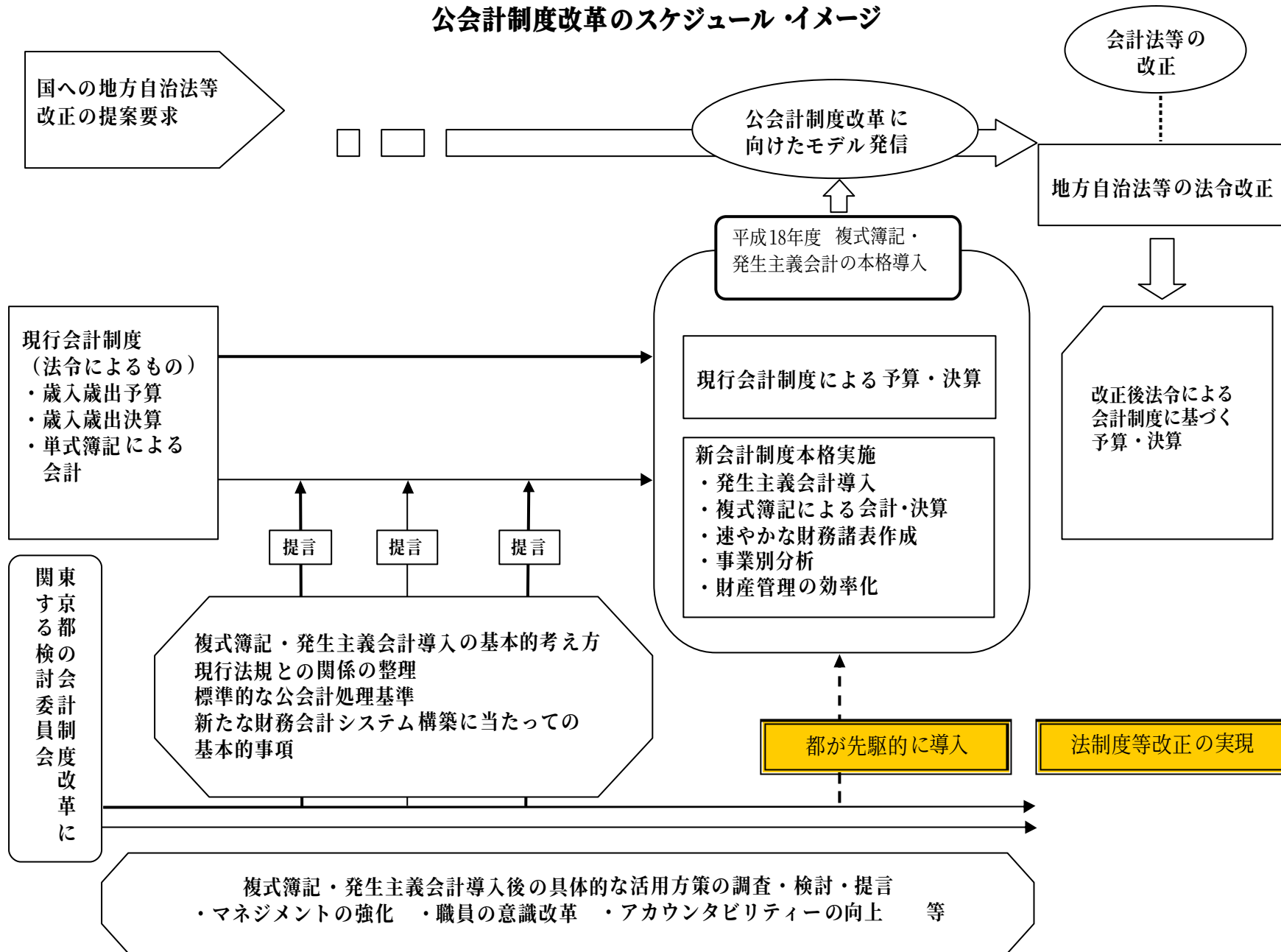
〔参考資料〕

○東京都の会計制度改革に関する検討委員会 委員名簿

会計制度改革に伴う主な効果について(イメージ図)



公会計制度改革のスケジュール・イメージ



複式簿記・発生主義会計の導入スケジュール

項 目		14年度3月まで	15年度	16年度	17年度	18年度
課題の検討と解決	① 複式簿記・発生主義会計の本格実施					本格実施
	公会計改革で目指すべき将来像の検討					
	公会計制度改革の基本的考え方の整理					
	具体的な活用方策の検討・周知等					
	② 会計実務上の課題					
	会計基準・手続等の整理・検討・決定					
	③ 財産管理上の課題					
	資産関係の管理基準の整理・検討・決定					
	開始貸借対照表のデータ調査・作成					
	④ 法制度上の課題					
	現行法規との関係の整理・検討					
	法改正要望					
	⑤ 財務会計システム再構築					本稼動
	仕様決定・契約等					
検討体制・研修	設計・開発					
	試行					
	⑥ その他のシステム整備					
	予算計数システムの移設					
	土地バンクシステム等の改善・整備					
	⑦ 職員研修					
	複式簿記・発生主義会計に関する啓発・導入研修					
	システム操作研修					
	⑧ 検討体制					
	公会計制度改革検討委員会による検討					
	各局公会計制度改革担当課長会・体制整備等					

【参考：東京都の機能するバランスシートより】

普通会計貸借対照表（13年度末）

単位：億円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	6,441	流動負債	10,558
現金預金	1,693	還付未済金	12
収入未済額	2,016	未払金	2,617
不納欠損引当金	△279	債務負担行為	126
未収金	709	繰越事業	1,930
繰越事業	709	支払繰延	560
財政調整基金	1,891	短期借入金	7,929
短期貸付金	441	都債	7,929
貸倒引当金	△30		
固定資産	174,501	固定負債	83,499
行政財産	64,397	長期未払金	1
有形財産	64,337	債務負担行為	1
建物	30,878	長期借入金	71,835
構築物	3,557	都債	68,335
立木	2	他会計借入金	2,700
船舶等	86	基金運用金	800
浮標等	19	退職給与引当金	11,662
土地	29,793		
無形財産	59	負債の部	94,058
地上権等	59	（正味財産の部）	
普通財産	12,338	住民・行政責任累積	87,005
有形財産	12,317	（うち当年度増減額）	1,161
建物	3,780		
構築物	122		
立木	0		
船舶等	7		
浮標等	15		
土地	8,391		
無形財産	20		
地上権等	20		
重要備品	475		
道路・橋りょう	54,588		
土地	35,185		
土地以外	19,402		
建設仮勘定	2,586		
投資等	40,114		
有価証券	1,265		
出資金	12,734		
長期貸付金	18,140		
差入保証金	68		
その他の基金	6,190		
その他の投資等	1,714		
繰延資産	120	正味財産合計	87,005
資産の部	181,063	負債・正味財産合計	181,063

【参考：東京都の機能するバランスシート】より】

普通会計行政コスト計算書（13年度）

○ 現金支出・収入を伴うもの

(単位：億円)

支 出 の 部		収 入 の 部	
人件費	16,766	地方税	44,009
物件費	2,460	地方譲与税	30
維持補修費	739	地方特例交付金	1,525
扶助費	1,688	交通安全対策特別交付金	45
補助費等	21,255	分担金・負担金・寄附金	561
普通建設事業費（補助金）	1,118	使用料・手数料	1,739
普通建設事業費（国直轄事業負担金）	547	国庫支出金	4,106
普通建設事業費（受託事業費）	14	国有提供施設等所在市町村助成交付金	0
災害復旧事業費	240	財産収入	180
公債費（利子＋一時借入金利子）	2,758	繰入金（除く基金、借入金）	163
繰出金	82	諸収入	1,258
		諸収入（受託事業収入）	15
計	47,672	計	53,636
	収 支 差 額		5,963

○ 現金支出・収入を伴わないもの

支 出 の 部		収 入 の 部	
減価償却費	2,968	不納欠損引当金戻入	42
還付未済金増減	△ 29	未収金繰越事業増減	△ 14
繰延資産償却	13	支払繰延戻入	117
未払金繰越事業増減	383	収入未済額増減	△ 305
債務負担行為増減	3	退職給与引当金戻入	0
貸倒引当金繰入	0		
計	3,340	計	△ 159
	収 支 差 額		△ 3,499

○ 合計

支 出 計	51,012	収 入 計	53,477
	収 支 差 額		2,464

○ 社会資本整備等活動財源調整

支 出 計		収 入 計	△ 1,302
	収 支 差 額		△ 1,302

○ 再計

支 出 計	51,012	収 入 計	52,174
	収 支 差 額		1,161

資料４－３

【参考：東京都の機能するバランスシート】より】

普通会計キャッシュ・フロー計算書（13年度）

○租税徴収移転活動

単位：億円

支 出 の 部		収 入 の 部	
租税徴収活動経費 （除く普通建設事業費）	849	地方税 （うち税連動経費充当分）	44,009 (11,008)
税連動経費	11,008	地方譲与税	30
		地方特例交付金	1,525
計	11,857	計（一般財源）	45,565
	経費を除いた一般財源収入額		33,707

○サービス提供活動

支 出 の 部		収 入 の 部	
人件費（＊）	16,363	交通安全対策特別交付金	45
物件費（＊）	2,327	分担金・負担金・寄附金	561
維持補修費（＊）	739	使用料・手数料	1,739
扶助費	1,688	国庫支出金	4,106
補助費等（除く税連動経費）（＊）	9,934	国有提供施設等所在市町村助成交付金	0
普通建設事業費（補助金）	1,118	財産収入	180
普通建設事業費（国直轄事業負担金）	547	繰入金（除く基金、借入金）	163
普通建設事業費（受託事業）	14	諸収入	1,258
災害復旧事業費	240	諸収入（受託事業収入）	15
公債費（利子及び一時借入金利子）	2,758		
繰出金（と場・新住・NT）	82		
（＊除く租税徴収活動経費）			
計	35,814	計	8,071
	サービス提供活動による収支差額		△ 27,743

○社会資本整備等活動

支 出 の 部		収 入 の 部	
普通建設事業費	5,780	国庫支出金	1,307
積立金（財政調整基金）	471	使用料・手数料	21
積立金（除く財政調整基金）	909	分担金・負担金・寄附金	150
投資及び出資金	291	財産収入	5
貸付金	3,199	財産収入（土地・建物売却収入）	1,448
繰出金（区市町村振興基金）	139	繰入金（基金）	210
		諸収入	19
		諸収入（貸付金元金回収額）	2,977
計	10,791	計	6,141
	社会資本整備等活動による収支差額		△ 4,649

○行政活動（租税徴収活動＋サービス提供活動＋社会資本整備等活動）

支出合計	58,463	収入合計	59,778
	収支差額合計		1,314

○財務活動

支 出 の 部		収 入 の 部	
公債費（元金）	3,770	繰入金（他会計借入金）	0
他会計借入金償還（元金）	0	都債	3,284
		（うち減収補てん債）	(0)
		（うち減税補てん債）	(808)
計	3,770	計	3,284
	財務活動による収支差額		△ 485

○総括

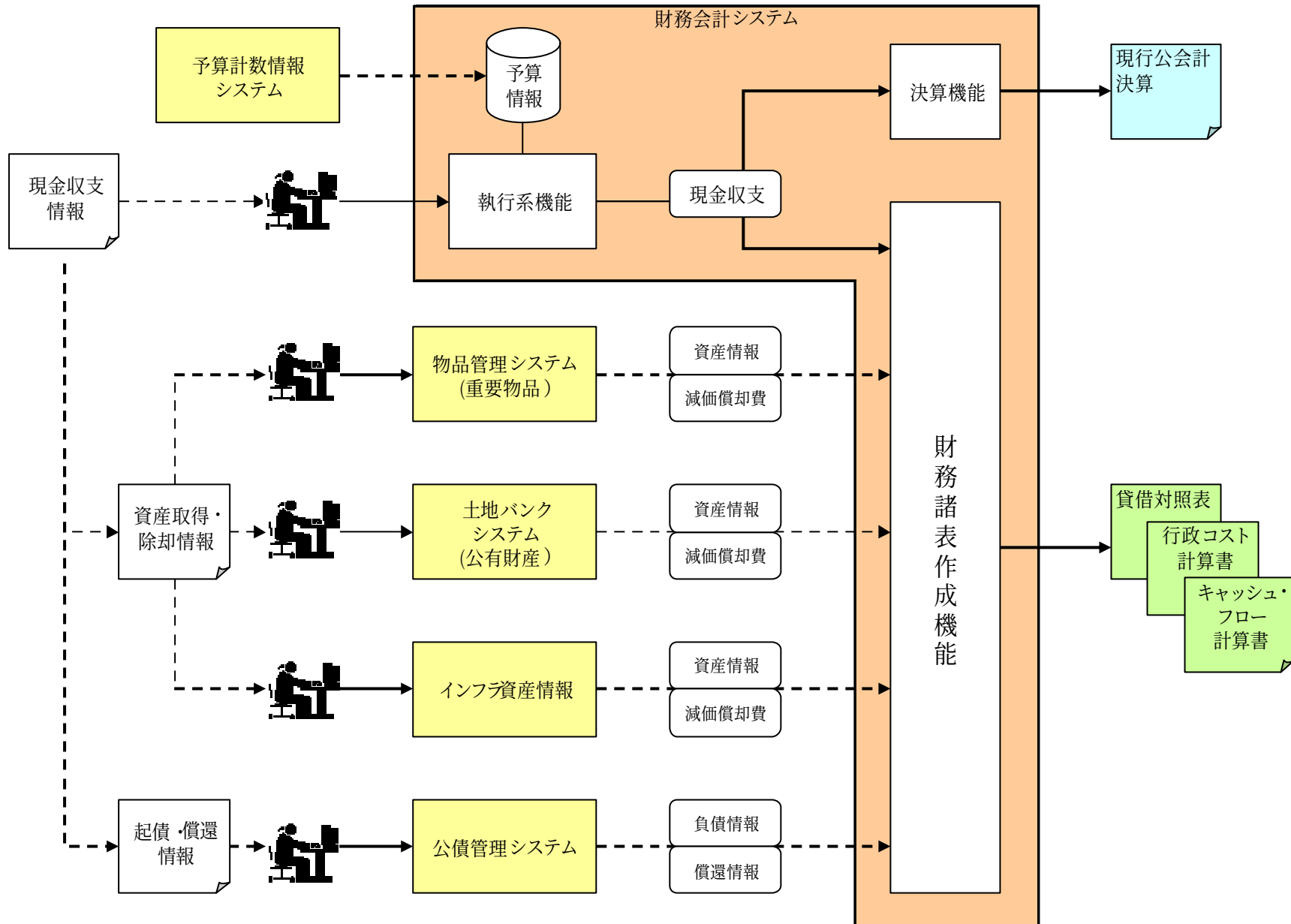
支出合計	62,233	収入合計	63,062
	収支差額合計		828
	前年度からの繰越金		865
	形式収支		1,693
	翌年度に繰り越すべき財源		1,794
	実質収支		△ 100

支出合計（決算）	62,233	収入合計（決算）	63,927
----------	--------	----------	--------

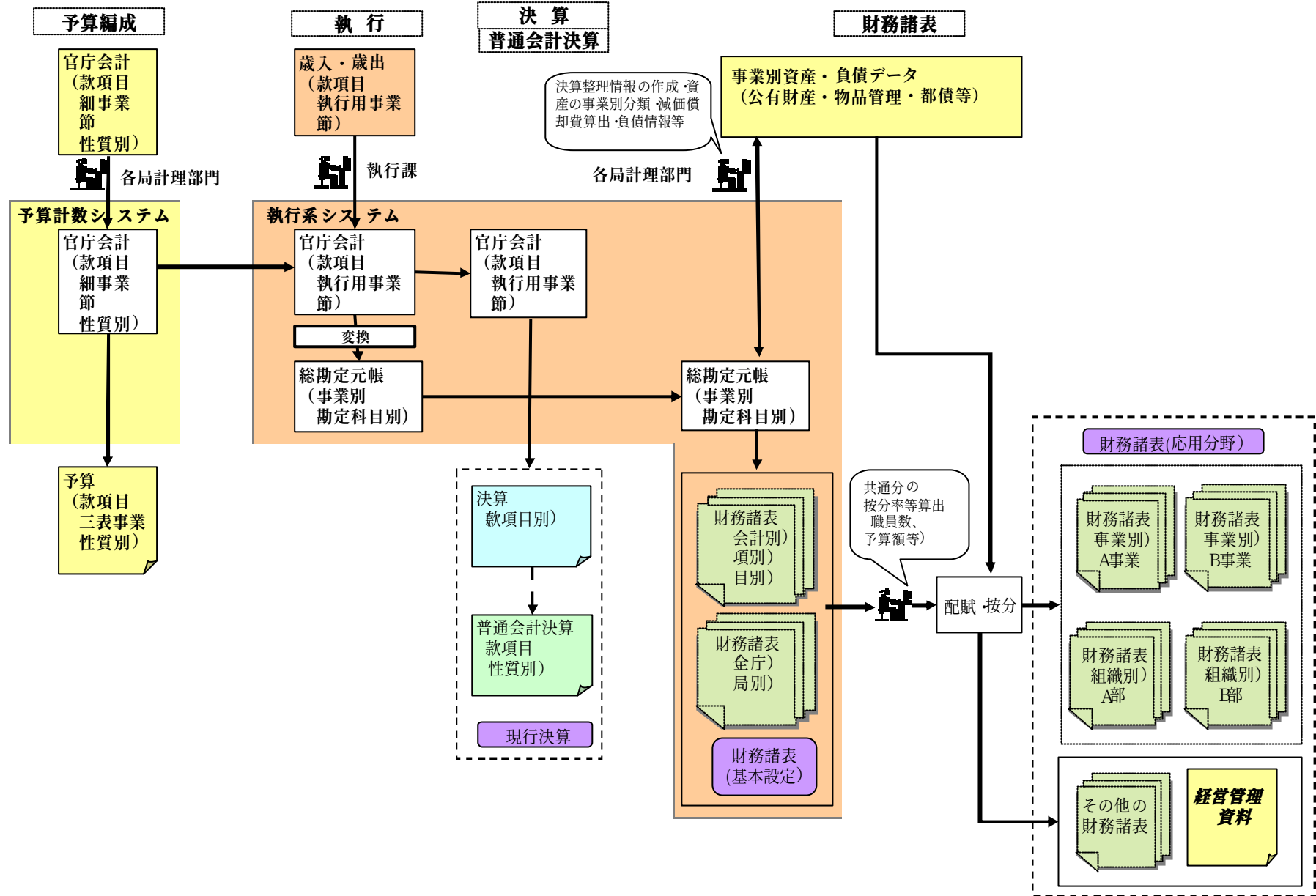
有形固定資産の評価等の考え方

項 目		有形固定資産に関する基本的な取扱方針
(1) 貸借対照表への計上範囲		○インフラ資産を含め、都の保有する全ての資産を計上する。 ※ 物品は重要物品（100万円以上）のみ計上する。 ※ インフラ資産とは、道路・橋梁等とする。
	土地の計上時期	○東京都が取得した時点で資産に計上する。
	土地以外の資産の計上時期	○原則として工事完了時又は取得時をもって資産に計上する。
(2) 評価方法について		○取得原価主義を採用する。
	土地	○原則として取得原価主義とする。 ※ただし、未利用地等については時価を注記する（時価評価する場合は、区市町村ごとの住宅地と商業地の平均値を基に評価する。）
	土地以外の資産	○原則として取得原価主義とする。
(3) 開始貸借対照表における評価額		○原則として取得価格をベースとする。
	土地	○公有財産台帳等で取得時の価格が把握されている資産は、原則として取得価格をベースに計上する。
	土地以外の資産	○公有財産台帳等の取得価格をベースに、原則として償却資産については取得価格と取得年度から減価償却累計額を算出し控除した額を計上する。
(4) 建設仮勘定		
	建設仮勘定への計上	○原則として工事完了までの支出済額を計上する。
	建設仮勘定から本勘定への振替時期	○原則として工事完了時をもって資産に計上する。
(5) 減価償却の方法 減価償却の非対象資産を除く		○公有財産及び重要物品については定額法とする。
	資産の耐用年数・減価償却基準	○原則として現行の公有財産台帳等処理要綱の耐用年数、残価率により毎年度行う。

財務諸表作成に関する財務会計システム等の関連図

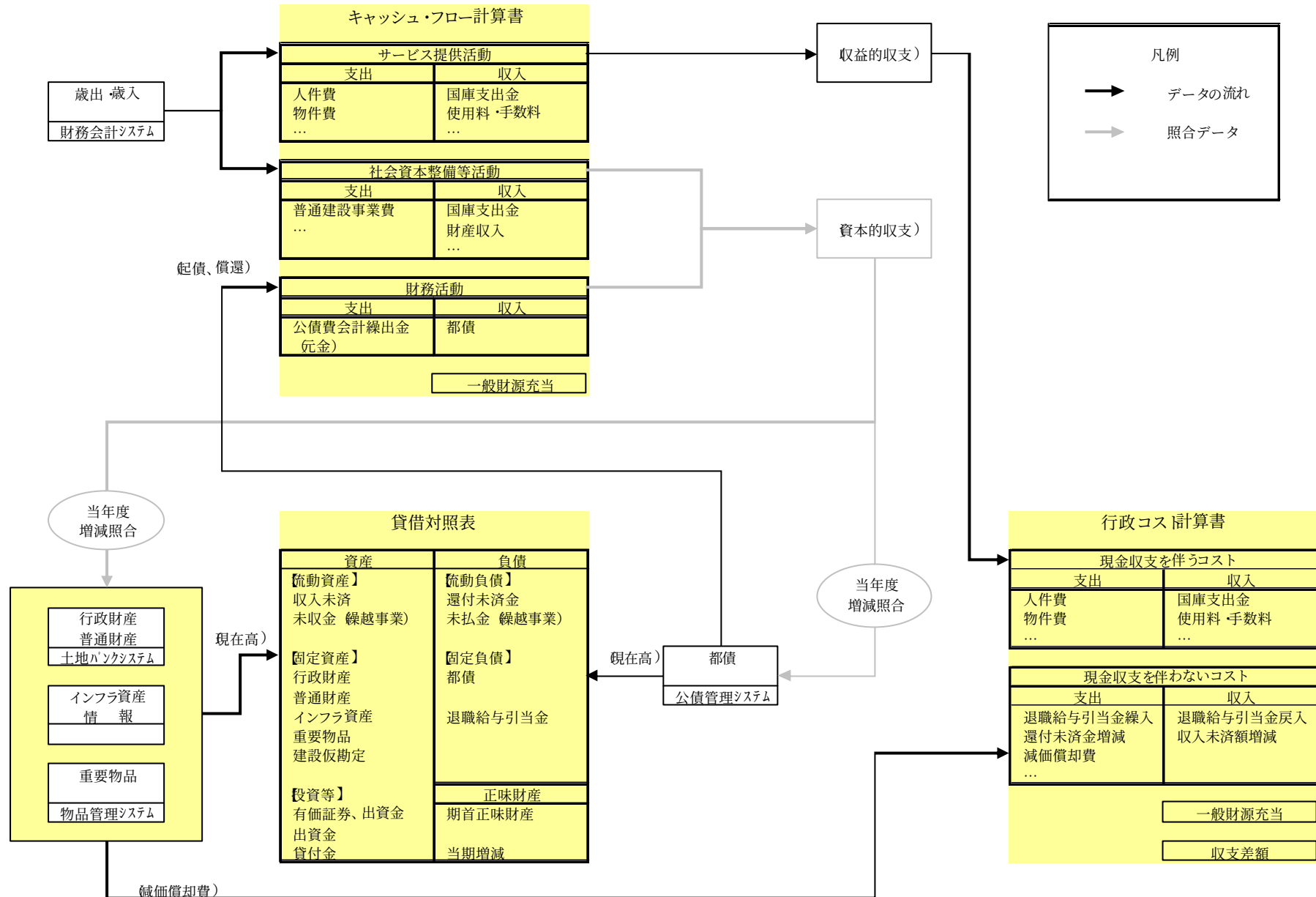


財務会計システムと財務諸表作成の流れ (イメージ図)



財務諸表作成のイメージ

資料 8



東京都の会計制度改革に関する検討委員会 委員名簿

委員長 米田正巳	東京都専門委員(公認会計士) 東京富士大学経営学部教授
副委員長 鶴川正樹	東京都専門委員(公認会計士) 日本公認会計士協会公会計委員会 「地方公共団体会計基準検討専門部会」副部会長
安藤算浩	東京都専門委員(公認会計士) 監査法人ナカチ 統轄代表社員
松澤敏夫	東京都財務局主計部長
中路有一	東京都出納長室副出納長

東京都の会計制度改革の基本的考え方と今後の方向

平成 15 年 5 月

編集・発行 東京都

財務局主計部財政課 03(5388)2669(ダイヤル)

出納長室会計企画課 03(5320)5934(ダイヤル)

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号